

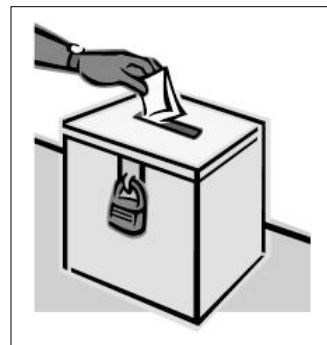
# 農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

## 平成26年選挙人名簿の登載申請をお忘れなく！

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただく申請書をもとに、毎年1月1日現在により選挙資格を調査し作成します。この名簿は、毎年、3月31日に確定し、翌年の3月30日までの農業委員会委員の選挙に使われることとなります。

申請書は、12月末頃に、平成25年の名簿に登載されていた耕作の業務を営む方に送付いたしますが、新たに資格要件を満たすこととなった方は下記までご連絡ください。

申請書には必要事項を記入し、締切日までに、農業委員会まで送付してください。その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。



**資格要件** 市内に住所を有する満20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。①30㎡以上の農地につき耕作の業務を営む方、②①の同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方。③30㎡以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員等で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方。

**締切日** 平成26年1月10日（金）

## 農地の「利用状況調査」が終了しました

耕作されていない農地（遊休農地）や、違反転用された農地等の把握と発生防止のために、農地法の規定に基づいて農業委員会が行っていた今年度の「利用状況調査」は、10月中旬に終了いたしました。

本調査に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

このたびの調査で、遊休農地と思われた土地の所有者の方々に、農地としての利用促進を図るため、ご連絡をさせていただき予定となっております。

また、昨年度にご連絡をさせていただいた方の中で、引き続き農地として適正な利用が図られていない場合は、農地法に基づく遊休農地の通知及び解消に向けた計画書提出のお願いをさせていただくことがあります。

農地の有効活用に向けて、今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための、安定した積み立て式の公的年金です。

### ◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満

☆農地を持っていない人、配偶者や後継者でも加入できます！

### ◎農業者年金のメリット◎

- ・積み立て式で少子高齢化に強い！
- ・年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・保険料の額は自由に決められます
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ・認定農業者などの担い手の方は、国から保険料の補助が受けられます

～ 詳しくは農業委員会、もしくはお近くのJA窓口へ ～

(独) 農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp/>

\* 受給者の方が引っ越した時や亡くなった時は、届け出が必要ですので、農業委員会事務局へご連絡ください。

問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636